

福島県こどもまんなかプラン（案）についての県民意見公募（パブリック・コメント）における 意見と県の考え方

No.	ページ	御意見	県の考え方
1	32, 162	<p>○第4章 基本方針④ ○第5章 基本的施策IV</p> <p>「良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます」 に対し提言です。子どもは保護される対象であり弱者です。 預けられた保育園がそもそも津波や浸水の被害が想定される園があり根本的解決ができていません。 津波や浸水が想定される園がある場合、県の条例として、移転先が調整区域であっても安全性に問題がなければ、移転を認める条例を議会で可決してほしいです。</p>	<p>○災害危険区域等の区域内にある建築物を市街化調整区域に移転する場合は、都市計画法第34条各号の立地基準に該当するものについては許可が可能な場合があります。【土木部】</p>
2	108	<p>(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進 ・幼保小の架け橋プログラムについて市町村での取り組みへの支援について</p> <p>福島県幼児教育振興指針の26ページに記載の「各カリキュラム作成に向けた関係者による開発会議や研修を企画し、実施する」について、各市町村において、開発会議が開催され、具体的な取り組みを集めた事例集とコアカリキュラム等が作成されており、活動の参考にしております。 就学時は、園児が複数の小学校に分散し就学することが多く、幼保小の架け橋プログラムの実施においては、就学先の全ての小学校との実施が困難な状況です。よって、当園では、近隣の1小学校に絞り、年数回の架け橋プログラムに沿った活動を実施中です。 このような状況が想定されることから、市町村単位での各小学校と保育園・こども園・幼稚園間の連携が円滑に図られるよう、研修会その他、情報共有の場として各小学校関係者との会議等が定期的（例：年1回程度）に開催されるようご支援をお願いいたします。</p>	<p>○いただきました御意見は御指摘のとおりであり、架け橋プログラムに関することは、幼児教育施設と小学校の実態に合わせながら共通理解の下、進めていく必要があると考えます。このため県が実施する各種研修会では、市町村の幼児教育担当者や小学校教員等も対象とした、架け橋プログラムの理解を深めたり、幼小の先生方で協議したり、共通理解を図ったりする研修も含まれております。また、各市町村が実施する架け橋プログラムや幼小連携に関する研修への支援につきましても、指導助言の形で引き続き行ってまいります。【教育庁】</p>

No.	ページ	御意見	県の考え方
3	61	<p>(2) 通学路等の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通学者の通学の安全確保をお願いします。 <p>大きな市町村では自転車用路側帯が整備されていますが、そうではない市町村では自転車は車道を走るしかありません。道路が狭くてトラックがすぐとなりを走る中、一生懸命転ばぬように自転車を運転する児童を見かけます。</p> <p>自転車通学者が安心安全に走行できるような道路の整備やルール作り・自動車側への注意喚起が今以上に必要だと思います。</p>	<p>○自転車通学者が安心安全に走行できるような道路の整備については、安全で快適な自転車走行空間の整備を目的とした各市町村が策定する自転車ネットワーク計画に基づき、自転車の走行空間の整備を行っており、これまで、福島市等において自転車専用通行帯等の整備を行ってまいりました。引き続き、自転車走行空間の整備を進めるとともに、自転車ネットワーク計画策定の促進を行ってまいります。【土木部】</p> <p>○県警察では、各警察署において選定し、公表している自転車指導啓発重点地区・路線において、自転車の安全利用や交通ルールの遵守等に関する広報啓発を推進すると共に、自転車、自動車を問わず、交通指導取締りを推進してまいります。</p> <p>また、通学路における自転車利用環境の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進のため、道路管理者と緊密に連携しながら、自転車専用通行帯等の追加整備を含めた安全対策を推進して参ります。【警察本部】</p>
4	82	<p>(9) 災害時における要配慮者への支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定福祉避難所の周知もお願いしたいためぜひ施策に載せて欲しいです。 	<p>○福祉避難所については、災害時における要配慮者への支援として重要な役割を担っているものと考えております。</p> <p>このため、県では、市町村や保健・医療・福祉関係者が集まる会議等での周知に加え、防災関連イベントにおける県民への周知を行っており、計画に追記するとともに、引き続き、取組を継続してまいります。【保健福祉部】</p>
5	93	<p>9 犯罪などの危険から子どもを守る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪は絶対許さない」という強い意思を今一度表明して欲しいです。子供を守る施策も必要ですが、何よりも「犯罪は絶対許さない」という意思表示が抑止力のひとつになると思います。 	<p>○犯罪抑止対策として、各種防犯講話、情報モラル教室等において「犯罪は絶対許さない」といった内容を県民に伝えているほか、メール、広報資材等においても啓発を行っています。今後も引き続き広報啓発を実施していきます。【警察本部】</p>
6	94	<p>(3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後行われる日本版DBSの導入に向けて福島県も導入後すぐに活用できるよう関係機関への周知や制度の説明など準備を行って欲しいです。 <p>また、日本版DBSの問題点である「対象事業者の拡大や性犯罪歴の範囲の拡大」「初犯への対策」などの問題にもどのように対応し解決するか考えておく必要があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員による性犯罪が多く保護者としてとても心配です。教職員にこそ性教育やアンコンシャスバイアスについての知識を得る必要があるのではないのでしょうか。 	<p>○「日本版DBS」導入のため「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（子ども性暴力防止法）」が令和6年6月26日に公布され、公布日から起算して2年6月以内に施行することとされております。県におきましては、県ホームページ上で子ども性暴力防止法の概要等を周知しておるところです。今後も、国の動きを注視しながら、関係機関等への周知等に努めてまいります。【子ども未来局】</p> <p>○教職員による不祥事については、研修の冊子「信頼される学校づくりを職場の力で」の活用等により未然防止に努めています。同冊子のわいせつ行為等の防止の項目で「潜在的な上下関係が周囲に理解されず、わいせつ行為等に該当する行為が、双方合意のもと行われていると誤解される場合がある」ことについても記載するなどしています。引き続き、教職員が陥りやすい認知の歪み等についても周知・指導を図ってまいります。【教育庁】</p>

No.	ページ	御意見	県の考え方
7	101	<p>(2) 産前産後の支援の充実と体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低出生体重児や持病などがありNICU・GCUに入院している赤ちゃんとその家族への支援もお願いしたいです。 <p>リトルベビーハンドブックには成長の記録を事細かに記入できるだけではなく、先輩ママや専門職からのアドバイスや受けられる支援や福祉サービスなど様々な情報が多く載っており子供が生まれたらすぐに知って欲しい知識ばかりです。リトルベビーハンドブックの受け取り方や周知について今一度考え直す必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、出生体重により受け入れられるNICUは違うと聞いております。病院から遠方に住む家族の場合、面会に行ったり搾乳した母乳を届けるのは大変な苦勞となります。親子の愛着関係を築く大事な時期になかなか会えないというのは辛いものがあります。</p> <p>ぜひそのような家族への精神面・経済的な支援もお願いしたいです。</p>	<p>○リトルベビーハンドブックについては、医療機関や市町村を通じて、必要な方に確実に届けております。</p> <p>また、関係機関と連携して、手帳の内容の更新を行い、同じ悩みを持つ方同士が、交流できるきっかけづくりにも取り組んでまいります。【こども未来局】</p>
8	102	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア事業を申請する方の理由として「睡眠時間の確保」という理由もあるかと思えます。睡眠不足は正常な判断ができなくなるだけでなく産後うつになる可能性も高くなるためとても深刻な問題です。 <p>福島県は車社会でありどこにいくにも車が必要です。産後ケア事業を睡眠不足解消のため使いたいという母親が自家用車で産後ケア施設に行くのは交通事故の可能性があるのでないのでしょうか？</p> <p>妊産婦タクシー事業を産後ケア事業と合わせて利用できるよう改定してもらえるとより安心して産後ケア事業を利用できるのではないのでしょうか。</p>	<p>○産後ケア事業については、母親の身体的・心理的ケアなどを目的としており、実施機関も限られているため、多くの地域で車による移動を要する状況で、送迎等ができる家族がいなければ自ら運転等をしていくこととなります。</p> <p>引き続き、国動向を注視するとともに、産後ケア事業の実施主体である市町村の声を聞きながら、丁寧に支援してまいります。【こども未来局】</p>
9	109	<p>(8) 教育・保育情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童だけではなく保留児童も公表して欲しいです。 <p>今でこそ待機児童の数は減ってきましたが行きたい保育園やこども園に通えない家族がいるのではないのでしょうか。待機児童・保留児童どちらも公表してこそ本当の「待機児童」の数が分かるのではないのでしょうか。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p> <p>なお、国は、待機児童の調査において、保育所等の利用申込者のうち、「育児休業中」など待機児童に含まれない申込者の数を公表しております。【こども未来局】</p>

No.	ページ	御意見	県の考え方
10	128	<p>2-5 いじめ防止と不登校の子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや担任の先生から合理的配慮を得られない等々の理由で不登校になった子供の「保護者」への支援も必要かと思えます。 <p>いじめや不登校の子供を支えているのは保護者であり、仕事もしながら学校とのパイプ役を努めるのは大変な苦勞があります。</p> <p>保護者がどこに相談したら良いのか・どこに相談すれば解決するのかなどの相談支援や、ペアレントトレーニングや講演会など学びの支援もぜひお願いしたいです。</p>	<p>○不安や悩みを抱えている家庭を対象に支援活動を行う「家庭教育支援チーム」が県内各地で活動しています。さらに、親子の学び応援講座や家庭教育応援企業が取り組める学習会なども行い、保護者の学びにつなげています。</p> <p>【教育庁】</p> <p>○子どもが持つ個性の見取りについての考え方や、合理的配慮と環境整備の進め方、早期発見・早期対応など、学校で行う具体的な方法をまとめた「ふくしまサポートガイド」の活用を促し、校内研修等で教員の指導力向上を図るとともに、学校の支援体制の強化を図っております。また、東京大学先端科学技術研究センターと連携し、専任アドバイザーとして不登校対策に対する助言をいただくとともに、同センターが提供する保護者セミナーや教員研修、子どもたちの体験活動を実施しております。さらに、県内の相談窓口や近隣の不登校児童生徒支援施設についてまとめた「子どもに関する相談窓口」を発行し、ホームページ上にて情報発信を行っております。【教育庁】</p> <p>○少年や保護者からのいじめに関する相談に対応するための専用ダイヤル「いじめ110番」を運用し、必要な知識及び能力を有する少年相談専門員がアドバイスをしております。</p> <p>また、少年サポートセンターの少年警察補導員を中心に、少年相談を受け付けており、不登校に関する相談も受け付けております。今後も、引き続き取組を推進してまいります。【警察本部】</p>